

## 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の概要

### 1 ペット霊園の設置及び管理に関する事項

#### (1) 設置等の許可

ペット霊園の設置、区域拡大又は墳墓等の新增設をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けること。

#### (2) 協議等の手続き

##### (ア) 協議

許可を受けようとする者は、ペット霊園の設置等に係る計画について市長と協議すること。

##### (イ) 標識の掲示

申請予定者は、(ウ)の説明会を開催する日の30日前までに標識を掲示し、その旨を市長に届け出ること。

##### (ウ) 説明会の開催等

ペット霊園の設置について近隣住民に周知させるための説明会を開催し、その状況を記載した実施報告書を市長に提出すること。

#### (3) 許可の基準

##### (ア) 設置場所

設置しようとする者が所有する土地で、住宅等の敷地の境界から100メートル以上の距離にあること。

##### (イ) 構造設備

- a 塀、給水設備及びごみ置場を設けること。
- b 墳墓はペットの焼骨を埋蔵するものであること。
- c 納骨堂は施錠装置、換気設備及び照明設備を設けること。
- d 火葬施設は、耐火建築物とし、摂氏800度以上で火葬を行うことができる設備を有すること。

### 2 移動火葬車による火葬に関する事項

#### (1) 移動火葬業の許可

移動火葬車(火葬設備を有する自動車)を使用してペットの死体の火葬を行おうとする者は、あらかじめその移動火葬車ごとに市長の許可を受けること。

#### (2) 許可の基準

火葬設備は、摂氏800度以上で火葬を行うことができるものであること。

#### (3) 遵守事項

移動火葬車の使用者は、火葬を行うときは、次の事項を遵守すること。

- (ア) 住宅等から 100 メートル以上の距離にある場所とすること。
- (イ) 事前に火葬を行う土地の所有者の同意を得ること。
- (ウ) 公園その他の公共施設の敷地内において火葬を行わないこと。

### 3 その他

#### (1) 立入検査、勧告、命令等

市長は、ペット霊園の設置者又は移動火葬車の使用者が基準に違反しているときは、改善勧告、改善命令、許可の取消し、使用禁止命令及び公表を行うことができる。

#### (2) 経過措置

既存のペット霊園設置者（平成 31 年 4 月 1 日以前に設置又は工事を既に行っている者）は、許可を受けたものとみなす。また、既存ペット霊園設置者は、条例施行日から 3 月以内に市長に届け出ること。